

保発第 0728 第 5 号
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

社会保険表章用疾病分類の今後の取扱いについて（通知）

統計法（平成 19 年法律第 53 号）の規定に基づき、公的統計の作成に用いる統計基準として令和 8 年総務省告示第 11 号により定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類」（以下「新統計分類」という。）が令和 9 年 1 月 1 日から施行される。

今般、新統計分類の施行に伴い、標記については、下記のとおりとしたので、貴管下保険者等関係方面への周知徹底方について格段の御配慮を願いたく通知する。

記

1. 現行の社会保険表章用疾病分類（平成 30 年 3 月 28 日保発第 0328 第 4 号）は令和 8 年 12 月 31 日をもって廃止とすること。
2. 新統計分類の施行後は、統計調査の表章において新統計分類の疾病分類表を参照されたいこと。なお、告示のただし書の規定が適用される期間において、これにより難しい場合に限り、従前の社会保険表章用疾病分類を参照することができること。